

図2 令和6年中に扶養親族が増えた

例：令和6年中に子供が生まれた場合

・ R6当初調整給付金 算定時



令和6年分推計所得税額	60,000円
定額減税可能額 (令和6年分推計所得税分のみ)	90,000円
当初調整給付額	30,000円

・ R7不足額給付額額 算定時



令和6年分所得税額 (実績)	60,000円
定額減税可能額 (令和6年分所得税分のみ)	120,000円
所得税分控除不足額	60,000円

※定額減税可能額 = [本人 + 扶養親族の人数] × 3万円

(個人住民税分控除不足額が0円の場合)
差額の3万円を不足額給付として給付
 ※端数は、1万円単位で切り上げ

【解説】個人住民税分控除不足額が0円の場合

令和5年の扶養状況は2人（妻、子1人）だったため、令和6年分推計所得税の定額減税可能額は9万円となるが、令和6年中に子どもが生まれ、扶養人数が1人増えたため、令和6年分所得税の定額減税可能額が12万円となった場合。

本ケースでは、令和5年所得に基づく令和6年分推計所得税額が6万円、定額減税可能額が9万円、当初調整給付は3万円に対して、令和6年の所得税額（実績）が6万円、定額減税可能額が12万円となったことで、所得税分控除不足額は6万円となる。これより、当初調整給付3万円と所得税分控除不足額（=本来給付すべき所要額）との差額の3万円が不足額給付として給付されます。

(注) 個人住民税の定額減税額は、令和5年12月31日の状況で判定するため、令和6年中に扶養親族数に変更があった場合でも、その額は変動しません。